

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 6件

兵庫国民年金 事案 1976

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、実母に勧められ、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行った。保険料は、送られてきた納付書により同支所で納付していた。3か月ごとに納付していたと思う。その後、任意加入だったことを知り、夫と相談して資格喪失の手続を行った。

ねんきん特別便で保険料の未納期間を知ったが、保険料を納付するために加入したのに、未納としていたとは考えられない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年8月19日に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除いて国民年金被保険者期間について保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みである上、当該期間の前後を通じて、住所や申立人の夫の勤務先など生活状況に大きな変化はみられない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和51年度から53年度の欄に、「令〇」のゴム印が確認でき、これについて同市では、納付書を発行した際の押印であるとしている上、51年度及び申立期間である52年度の欄には、「S54. 3. 28 宅送済」の記載が確認でき、この記載について同市によると、「昭和54年3月28日に被保険者に対して、(当時の社会保険事務所が)過年度納付書を送付したことの記載とみられる。」としていることから、申立期間に係る過年度納付書が発行され、申立人に対して送付されたことが推認できる。

加えて、申立人は、保険料の未納通知又は過年度納付書が送付されれば、必

ず納付していたと主張しているところ、申立期間直前の期間（昭和 51 年 8 月から 52 年 3 月まで）及び申立期間の翌年度の第 4 期（54 年 1 月から同年 3 月まで）の期間の保険料を過年度納付していることが確認できる上、申立人は、A 市役所 B 支所で保険料を納付したと記憶しているところ、申立期間において同支所には、国庫金の収納が可能な金融機関が所在していたことが確認できることから、納付意識の高い申立人は、送付された過年度納付書で、当該期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 1977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年3月まで

私が結婚した後の昭和61年の春ごろに、私あてに5万円から6万円ぐらいの金額が記載された国民年金保険料の納付書が送られてきたことを記憶している。当時の私にとっては高額であったため、母親と夫に相談の上、A市役所B支所で申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和60年9月については、申立人に係るA市の国民年金異動届及び申請書によると、申立人は、61年4月30日に第3号被保険者資格の取得手続を行っているところ、同届には、申立人が60年9月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、厚生年金保険被保険者であった夫と同年10月*日に婚姻したことから、同年9月15日に国民年金の強制被保険者資格を取得し、婚姻日である同年10月*日にその資格を喪失したことが記録されていることから、同市は、申立人が同年9月に国民年金被保険者であることを認識していたことがうかがえ、申立人が第3号被保険者資格の取得届の提出手続を行った時点（61年4月）において当該期間の国民年金保険料を納付することが可能である。

一方、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの期間については、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、上記のとおり、申立人は60年10月*日に国民年金被保険者資格を喪失しており、当該期間は未加入期間となることから、申立人に対して納付書は発行されず、保険料を納付す

ることができない期間となる。

また、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月から同年6月まで

私は、平成11年2月末に、最初に勤務した会社を退職し、その後の4か月間の国民年金保険料が未納となっていたが、同年7月12日に次の就職先が決定したこともあり、その間の未納分を納付することとした。新しい会社で同年7月27日に有給休暇を取り、A市役所で国民年金の手続きを行い、保険料を納付したが、その際、窓口で受付の男性職員に学生時代の免除の件について納付した方が良いかどうかを相談し、全額免除なので大丈夫だと言われ、この4か月の保険料で納付が完了すると案内されたことを良く覚えている。

また、現在所持している年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に記載されている文字も私が書いたものではなく、これを記入した覚えも無い。申立期間の保険料が未納とされているのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人によると、平成11年2月末に、最初に勤務した会社を退職した後、就職活動を行い、同年7月12日に現在勤務する会社への入社が決定し、同社へ年金手帳を提出する前に申立期間である4か月間の国民年金保険料を納付するため、勤務開始後の同年同月27日に有給休暇を取得し、A市役所で加入手続きを行ったとしているところ、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、同年3月1日に第1号被保険者として資格を取得し、同年7月12日に同資格を喪失したことが記入されていることから、申立内容と一致する。

また、申立人が日々の出来事を記載していたとする日記帳の平成11年7月

のページには、現在勤務する会社へ入社する経緯、A市役所へ出向いた際の具体的な記載が確認できる上、当該ページに記載された国民年金保険料額（1か月1万3,300円の4か月分）は当時の保険料額と一致することから、申立内容の信憑性は高い。

さらに、オンライン記録の勸奨関連情報には、申立人が平成11年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した約2か月後の同年5月21日に申立人に対して第1号・第3号被保険者取得勸奨が行われ、その後、未加入期間の国民年金適用勸奨も同年7月22日に行われているところ、共に適用年月日に日付が入力されていることから、申立人がA市役所で国民年金の手続を行っていることが確認できる。

加えて、申立人は、B社会保険事務所（当時）から郵送された封筒及びチラシを所持しており、そのチラシには過年度納付書の説明及び同封の納付書で保険料を納付するよう記載されていることから、申立人の自宅に過年度納付書が郵送されていたことが確認でき、申立人が申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月及び同年12月並びに6年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月及び同年12月
② 平成6年2月から同年4月まで

平成5年11月16日に会社を退職し、A市からB市の実家に戻った。

住民票もすぐに移したと思う。申立期間の前後にA市及びC市で2回転職しているが、退職後はB市に戻り住民票を移す手続を行った。転居後しばらくして、確か同年12月頃だったように思うが、国民年金保険料を納めるように振り込み用紙が自宅に郵送された覚えがある。はっきりしたことは言えないが、冬の時期（12月又は1月）の午前中に郵便局で約5万円の保険料を支払った記憶がある。失業中であったが、支払わなくてはいけないものだったので、その出来事をよく覚えている。詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成5年11月に会社を退職後、自宅に納付書が送付され、冬の時期の午前中に申立期間の保険料をまとめて納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の申請免除者の免除開始時期から、7年6月ごろに払い出されたものと推測され、申立人が申立期間①及び②当時に保険料を納付していたとは考え難い。

また、B市の国民年金過年度収滞納一覧表では、申立期間①及び②に係る保険料の納付は確認できない上、オンライン記録においても当該期間の納付記録を確認できない。

さらに、申立期間①及び②の間の期間である平成6年1月分については、平成7年度に納付された1か月分の国民年金保険料が厚生年金保険料との重複納付を理由として、8年2月23日に国民年金保険料が充当されていることが

確認できるところ、保険料の充当については、還付金等がある場合において、還付を受けるべき者につき納付すべきとされている保険料があるときは、還付に代えてその保険料に充当することとされており、当該時点で納付すべき保険料の最初の期間となることから、未納であった6年1月分に充当が行われたものと推認でき、当該時点で同月の前後の期間である申立期間①及び②についても、保険料が未納であったことが推認できる。

加えて、申立期間①及び②に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出された事情は確認できず、当該期間について保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1980

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月から11年3月まで

A社を退職後、平成10年5月にBハローワークに行き、淡い緑色の用紙に書かれた国民年金加入についての案内をもらい、その日のうちにC市役所へ行って国民年金加入の説明を受け、現金で同年同月から翌年3月まで11か月分の保険料をまとめて納付した。その後、D労働基準監督署へ行き、A社での未消化の有給休暇について相談したところ、買い取り請求は無理との回答を得た。買い取りがあれば国民年金保険料の数年分が支払えると思ったことを覚えている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年4月30日の離職に伴って、同年5月19日にBハローワークで最初の求職の申込みを行い、その後、同日にC市役所で国民年金への加入手続を行い、同年5月から11年3月までの11か月分の保険料を前納割引額で納付したと主張しているが、申立人のオンライン記録では、厚生年金保険の加入記録のみが確認でき、国民年金に係る記録は存在しない上、C市が管理する国民年金記録（電算記録）においても申立人に係る記録は見当たらず、申立人の国民年金への加入履歴を確認することができない。

また、申立期間は基礎年金番号制度が発足した平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務がC市及び社会保険事務所（当時）においても電算処理により行われていることから、申立期間における記録管理の信頼性は高く、申立人が、同市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したとすれば、必ず保存されている納付書発行履歴も確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料として前納した金額は「10万円と少し」であったとしているが、社会保険庁告示第10号（平成9年3月28日）に

よると、10年5月に11か月分の保険料を前納した場合、14万3,090円を必要とすることが確認でき、申立人の主張する金額と一致しない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年3月までの期間及び8年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月から6年3月まで
② 平成8年4月から同年10月まで

私が20歳になった時にA市役所から連絡があり、国民年金の加入手続を行った。当時、私は大学生で、親から仕送りを受けており、保険料を支払うことができなかつたので、全額免除の申請を行った。その後、平成9年4月に会社に就職するまで、毎年、市役所から免除申請の書類が送付され、申請手続を行った。しかし、最近になって母親から、当時、市役所から実家に何度も督促の電話があり、8年11月から9年3月までの保険料として6万1,500円を支払ったと聞いた。また、ねんきん特別便には二つの未納期間があり、いったいどうなっているのか分からない。詳しく調査して私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、平成7年3月3日に申立人の兄と連番で払い出されていることが確認できるところ、免除申請者の資格取得日は遡及しないことから、この頃に加入手続を行ったものと推認される上、申立人に対してその前の年度の同手帳記号番号の払出しは確認できないことから、制度上、申立人は保険料の免除申請を行ったとは考え難い。

また、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の兄も、申立期間①を含めて20歳到達時から保険料が未納である。

申立期間②について、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、平成8年5月20日に免除の更新手続を行っているものの、これが

却下されたことが確認できる。

また、申立人は、A市役所から何度も実家に督促の連絡があったため、申立人の母親が平成8年11月から9年3月までの保険料として6万1,500円を納付したとしているところ、オンライン記録によると、当該期間の保険料が時効期限内である10年11月30日に過年度納付されていることが確認できる上、当該保険料額は申立人の主張する金額と一致することから、申立人が申立期間②の保険料を免除されていたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から同年10月まで

平成3年3月1日に会社を退職したとき、すぐに就職できると考えて国民健康保険と国民年金の加入手続を行わなかったが、その2か月後に体調を崩したため、国民健康保険の加入手続を行った。その際、A町役場（現在は、B市）の担当者から国民年金についても手続するよう言われたため、同年3月まで遡って保険料を納付し、次の職が決まるまで継続して納付した。B市で国民健康保険の記録を調べてもらったところ、平成3年3月から同年10月まで保険料を納付しているとの回答であった。国民年金の加入記録についても詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月に当時勤務していた会社を退職し、その4か月後の同年7月に国民健康保険に加入し、遡って同保険料を納付したが、その際、国民年金にも加入するよう勧められたので、同年3月から同年7月までの国民年金保険料を一括して納付し、その後は、毎月、A町役場の窓口で同保険料を納付したと主張しているが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無い上、B市によると、国民健康保険への加入履歴は同年4月から確認できるものの、同市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には申立期間の記録は無く、申立人は、10年7月8日に基礎年金番号で第3号被保険者資格を取得した記録が記載されていることから、このときに初めて国民年金に加入したと推認され、この時点において申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、平成10年7月8日に初めて被保険者資格を取得したことが記載されており、申立

人の主張内容と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の金額を記憶していない上、平成3年7月に同年3月からの保険料を納付する場合、同年3月分は過年度納付として、また、同年4月から同年7月分までは現年度納付として計2枚の納付書が発行される必要があるが、申立人は、当該納付書についても明確な記憶が無いため、具体的な納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から50年3月まで

私は、昭和46年6月20日に夫が自営業を始めたのを契機に夫婦と一緒に区役所で国民年金に加入した。保険料は、夫が私の分と一緒にA銀行（現在は、B銀行）で定期的に納付していたことを記憶している。領収書が渡されていたが、災害で資料となるものはすべて失い、今は残っていない。夫と一緒に加入して保険料を納付していた覚えがあるが、私の記録だけ無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、昭和46年6月に夫婦同時に国民年金に加入し、申立期間の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は50年12月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から51年2月ごろに加入手続を行ったものと推認できるのに対し、申立人の夫の同手帳記号番号は46年6月に払い出されており、この頃に加入手続を行ったものと推認できることから、夫婦の加入時期が異なることが確認できる。

また、申立人に係るC市の国民年金収滞納一覧表は、昭和50年度から作成されており、その前の期間は確認できない上、同年度の同一一覧表には、昭和50年4月に新規で被保険者資格を取得したことが記録され、同年同月から戸別検認により保険料の納付を開始したことが確認できるのに対し、申立人の夫に係る同一一覧表は昭和46年度から作成されており、昭和46年6月に新規で被保険者資格を取得したこと、及び同年同月から戸別検認により保険料の納付を開始していることが確認でき、いずれも申立人の主張内容と相違している。

さらに、C市では、昭和46年以前の一部の国民年金被保険者名簿について

紙台帳として保管しているところ、夫婦同時に加入手続を行ったとする申立人の夫の同被保険者名簿は確認できるものの、申立人の同被保険者名簿については確認することができない。

加えて、申立人の国民年金被保険者原票には、昭和48年6月の住所表示変更後の新住所地（C市D町）が住所として記載されているのに対し、申立人の夫の同原票には、住所表示変更前の旧住所地（同市E町）が住所として記載されていることが確認できる上、申立人は、昭和50年度以降に発行された年金手帳のみを所持し、他の年金手帳を所持した記憶が無いとしているところ、申立人の夫は、昭和46年7月6日発行の国民年金手帳を所持しており、申立人及びその夫間で記録並びに所持する年金手帳の内容に差異が認められる。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料納付に係る明確な記憶は無く、過年度納付に関する記憶も無いとしている上、当該期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1984

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から63年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から63年11月まで
昭和60年3月に大学を卒業して家業（自営業）に従事し、両親と共に国民年金保険料の納付を始めた。加入手続及び保険料納付は母親が行ってくれていた。その後、63年に家業を法人化して厚生年金保険に加入したが、それまではずっと国民年金保険料を納付していたはずである。両親の納付記録があるのに、息子である私の分だけ未納になっているので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表については、昭和57年度及び58年度分は作成されているものの、59年度以降は作成されていない上、58年度の同一一覧表では、昭和58年7月から59年3月までの期間の保険料が未納となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立人の母親が、申立期間を含めて申立人及びその両親の保険料を一緒に支払っていたと主張しているところ、A市の国民年金収滞納一覧表によれば、申立人に係る昭和58年4月から同年6月までの保険料について、同年8月20日に納付書により現年度納付されているのに対し、申立人の両親は共に、同期間において口座振替により同年6月30日に納付していることが記録されていることから、申立人とその両親の納付方法及び納付日が異なっていることが確認できる上、申立人については加入時に口座振替の手続を行った形跡は見られない。

さらに、申立人の母親は、家業が厚生年金保険の適用事業所となった昭和63年12月まで、申立人及びその両親の国民年金保険料を一緒に支払っていたと主張しているが、オンライン記録によれば、同年同月に申立人の両親は、国

国民年金保険料と厚生年金保険料の重複納付のため、国民年金保険料の還付が行われているのに対して、申立人については還付されていないことが確認できる。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者原票及びA市の国民年金収滞納一覧表によれば、昭和59年2月に申立人の国民年金手帳記号番号が取り消されていることが確認できることから、同年同月以降は未加入期間となり、保険料を納付することができない上、申立人に対し申立期間において保険料納付が可能となる上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。